

台湾における新食糧会計制度の構築と糧食局の再編

黄 登忠・朝元 照雄

はじめに

1951年以降、台湾の食糧は戦後初期の困難局面から次第に脱し、食糧政策の制度化構築の局面に入るようになった。同時に、新しい課題に直面するようになった。1951年から68年に至るまでの18年間、「農業で工業を育成する」という新しい時代の使命を迎えるようになった。

本論は主として、1950年代以降の事態を次の次序で展開する。第I節では、1952年10月1日に実施された「新食糧会計制度」の構築を究明する。第II節は、食糧調達困難期の米価の安定と輸出措置、第III節は1953年に実施された食糧政策改革方策、糧食局の組織再編、糧食局と農林庁の職権争議の内容を解明する。第IV節は1955年に発生した旱魃と1959年に発生した「八七水害」による災害処理、それに食糧不足によって引き起こされた政策論争(第V章)に焦点をあてるところにする。最後の節は本論のまとめとして、水害は農民にどんな影響を与えたのかを論じる。

I. 新食糧会計制度の構築

(1) 食糧会計制度の改革

いわゆる「实物会計制度」とは、食糧の「实物」の受入と支出を処理する

会計業務である。国民政府が中国大陸で徴収した農地税相当分の「実物」を軍用食糧、公務員食糧として配給され、「実物」の配給を帳簿の「支出」欄に記入すれば良い。そのために、「実物」で処理したほうが、より簡単で、処理しやすいのである。

台湾において糧食局が掌握した食糧の性質は大きく変化し、多くの方式で運用していた。農地税を米穀の実物で徴収し、公地を小作農に貸して、その地租は実物で徴収する方式である¹⁾。しかし、糧食局は省、県・市政府および公地管理機構に実物分相当の価格を支払い、それが政府の財政の収入になる。買上げの食糧を現金で支払う場合、物資（肥料、綿布など）と米穀との交換を加えた場合、その仕組はもっと複雑になる。たとえば、肥料をケースでみると次のようである。

まず、糧食局が資金で肥料を購入し、農民に配分する場合、3～4割は現物の米穀を受け取り、残りは新米の収穫時に代金分相当の米穀を回収する。農民に融資する場合、最初に現金を貸出し、新米の収穫時に代金分の米穀を回収する。これらの米穀が倉庫に入ったあと、配給時にモミ殻を取り除き、玄米にして、需要側に発送する。購入時のコストに合わせて、食糧の需要側に販売し、代金を回収する。つまり、台湾各地に500の食糧委託倉庫を設け、22の県・市の農会（農協に相当）と317の郷・鎮・区の農会、各地に散在した400万以上の農民、軍隊、公務、教育などの機関、それに、業務と関連する機関などが取引の対象になっていた。現金から物資（肥料、綿布など）を購入し、物資で米穀と交換して、入手した米穀からモミ殻を取り除いて玄米にする。計画に沿って期別に配給を行い、手間暇がかなりかかる。事務的には、実物の配給、財務の調達、費用の支給、資産の管理、原価の計算など複雑な手続が必要になる。

糧食局が設立されてから、新しい食糧会計制度を構築しようと考えていた。しかし、戦後初期は食糧不足に翻弄され、制度の構築に余裕がなかった。煩雑な業務が増え続いたため、硬直した旧会計制度は、当時の変化に富んだ業務に、次第に対応することが出来なくなった。特に、当時の会計担当者の素質不足、会計と業務の連携が不足であり、省・局と支部機構の手続の重複、連携の不足、会計項目と帳簿、組織が必要に対応できなく、統一された伝票

フォーマットがなく、会計事項の処理が過渡に集中され、事務の進行に遅れが発生した。

そのために、1952年春に、外国人専門家を招いて、欧米諸国の比較的に進んだ会計制度と一般的な会計原理を参考し、実際の必要状況と糧食局の業務と会計管理者との意見を反映して、「新食糧会計制度」を考案した。この新制度は1952年10月1日から実施された。実施の過程において、絶えず検討と改善を重ね、1955年7月以降によく軌道に乗るようになった。

(2) 新食糧会計制度の特徴

この新食糧会計制度は次の特徴をもっていた。

- 1) 責任と権限、分業と協力の明朗化：会計事務と非会計事務の業務を明朗化し、分業と協力を有利にさせた。それは物資の受入と配給、固定資産の購入登記、現金の出入事務の処理などが含まれていた。それが関連部門の責任で推進し、同時に記入表が会計部門にわたり、記入内容の確認と分析が行われた。新制度の実施によって、責任と権限の明朗化が図られ、一貫したシステムを持つようになった。過去の業務部門と会計部門との間の連携の不足や手続の重複による欠点を補うことができた。
- 2) 基層重視の責任所在：会計事務処理の中心を基層に置いたことである。所属の機構に対して、独立した会計部署と規定し、担当する業務に責任が負わされた。金銭の収支の証明資料を自ら保管し、チェックの対象になるが、上級部門に報告する必要がなく、信頼されることを意味する。各職務の担当者の責任感を強化し、担当者は自ら事務を処理するが、自らの責任を負うことになった。つまり、分業体制がより進んだことを意味する。
- 3) 手続きの簡素化：会計の手続きの簡素化を図ることである。所属の機構は、帳簿の処理手続きの月間試算表1種類のみの編成で済むようになった。省・局がそれに基づいて財務報告を編成する。会計事項に当てはまるものがあると、帳簿に移す。正式な伝票が到着しなくても、直ちに帳簿に記載することができた。正式な伝票をまだ受け取っていない場合は、特別に設けた「伝票不完全登記簿」に記入し、伝票を受け取って

から、正式にデータを記入し、前に記入したものを取り消す。そのために、「一時受入額」や「一時支払額」など暫定的に記入した項目から取り除くことができた。それによって、最終的に期末の会計報告は、事実を完全に反映することができた。各機構と省・局の間の現金移動、代理受け入りなどは、内部の往来帳簿をそれぞれ設けて、隨時に登記、内部の伝票移動を記入し、相手側に通知し、手続きの便宜を図ることにした。分業と協力による会計事務の処理をスムーズに推進するために、日記帳を増やし、明細帳を減少させ、分析ページを使ってより詳しくすることができた。日記帳に専門項目欄を設け、記入の過剰の弊害を減少させ、このような簡素化は、帳簿の記載の正確さに影響がなく、業務上の負担を大幅に減少させた。

4) 財務予算の強化：食糧、物質の配給は、予算に沿って施行された。初期では、所属の機構は週に2日間の現金報告書と予算表を作成する。この機構は1週間内の財務収支を基準とする。緊急な必要事項が発生した場合、別途に特別金額項目の伝票を発行する。この手順を踏まないと、いかなる理由でも金額を支払うことが出来ない。後に、この予算表は月に1回の編成に替え、手続の簡素化を図った。内部の各部署で必要とする費用は、伝票を記入し、審査を経て、支給された。財務の支給について、統一された計画の手配が原則であり、緊急度を見て、処理し、業務の推進に悪い影響が及ぼすことがないようになった。

5) 内部会計監査制度の構築：糧食の収入額が大きく、帳簿処理が煩雑であり、浪費を防ぐために、内部の会計監査業務が重要になっていた。新制度の実施後、会計検査官室の中に会計監査審査組を設け、所属機構の会計室に審査係と帳簿会計検査員を設け、会計検査を行うことになった。

そのほかに、会計の組織系統、伝票の流れの手順、会計項目などについて、詳しく規定された。

新制度が実施された後、財務報告が期間ごとに発行され、予算の執行、会計監査の強化などが施行され、顕著な成果をあげることができた。ここからも、新食糧会計制度の構築と実施が非常に重要であることがわかる。

(3) 帳簿処理の成果

糧食局の金銭、物資の移転は、非常に煩雑である。特に、物資の物々交換や借金の実物回収などの交換行為は、10数種類の方式に達する。それぞれの交換比率が異なっていて、全域の80万以上の農家世帯と交易行為があるため、帳簿の管理が必要になる。新会計制度が設けられた後、このような複雑な状況に対応することができるようになった。

- 1) 会計制度の一本化：過去に使われた営業会計と実物会計を一本化にし、権限と責務の発生によって帳簿の記入を根拠にした。これによって、実物の受付と支払の移転時に、隨時に会計帳簿に記入し、その現実の資産負債の変化状況をあらわすことができた。
- 2) 受入・支払伝票を基礎の根拠：過去の法令の規定では、合法的な基礎証明を根拠に帳簿に記入することが出来た。しかし、糧食局の会計事務は頻繁に発生することになる。それに、全域550以上の委託倉庫および他の請負業務の機構で推進された。仮に、一つ一つの交易行為の証明を経てから帳簿に記録した場合、交易の記録の遅れを引き起こすことになる。この欠点を補うために、受入・支払伝票を記録の根拠として採用することになる。この方式の採用後、帳簿の処理が速くなった。
- 3) 内部の出入帳簿の構築：食糧の業務が大きく、資金の調達も頻繁である。糧食局と所属の事務所との間に、毎日の現金收支額が大きい。新会計制度の実施後、内部往来の帳簿制度が完全に確立され、毎月の帳簿項目の混乱がなく、より明確になった。
- 4) 健全な仕入れ制度：過去の会計帳簿の項目では、物資の出入を帳簿上の適切な項目に直ちに記入することが出来ず、資産の負債表がすぐに作成することができない欠点をもっていた。新会計制度の実施後、全域の物資の出入状況が、期ごとの帳簿の動態、静態と実際の状況が完全に一致することができた。
- 5) 簿記制度の緻密化と記帳手続の簡素化：所属する支部機構の物資の出入、現金の出入は、隨時に帳簿上で校正され、省力化とコントロールの強化を図ることができた。それによって、帳簿上の現金と実物が一致し、手續の簡素化を図ることができた。

- 6) 総分類帳の「多欄式」の採用：この方式を採用すると、別途に補助用帳簿を用意する煩雑さから解放され、同じ効果を得ることができた。
- 7) 伝票不足時の登記簿の設置：債権が既に発生したものに対し、基礎になる伝票がまだ入手していないが、必要に応じて前もって登記することができ、随時の調査に備えることができた。
- 8) 物資の正確な原価が即座に入手：過去において物資の予測原価が決算時に正確値を得ることが難しいことであった。新会計制度の実施後、実際の帳面の数字で原価を計算することができた。直ちに審査もでき、大きな改善ができた。
- 9) 月間試算表：法令に基づいて、過去において毎月の静態と動態の会計報告を編成すると規定された。しかし、記録の不全と過渡期の煩雑で、事実上、達成することが出来ないことになった。新会計制度の実施後、各級の会計部署の報告表の簡素化によって、月間試算表の1種類の編成で済むことになり、財務報告の要求に対応することができた。
- 10) 月間財務報告の編成：食糧業務の運営効果を直ちに理解する必要があった。過去の法令によると、年度末に決算を行うことになっていた。その場合、直ちに運営状況を把握することができなかつた。新会計制度の実施後、月間財務報告が編成されるようになった。それによって、運営上の黒字や赤字が直ちに把握できるようになった。それが検討と改善の根拠になり、効果は極めて大きい。

新食糧会計制度の構築以前は、旧帳簿整理小組を組織し、帳簿を長年整理したが、結果を得ることができなかつた。新食糧会計制度の実施でその欠点をクリアすることができた。

(4) 食糧の財務問題

台湾の食糧政策の進行は、他の行政機構とは異なっていた。資金の運用は自ら頼るものであり、この運用は完全な「自力更生」を主にしていた。つまり、政府の補助に頼らず、糧食局の資金運用で全ての業務を行うことである。しかし、この資金には特殊な性質を持ち、その資金の回転に不都合が発生すると、大きな不具合を生ずることになる。

- 1) 糧食局は固定の資金がなく、購入する肥料、食糧の生産資金の貸付け、農民が必要とする物資の供給、食糧の購入のための資金などは、台灣銀行および台灣省政府の統一徵収・統一支給の専用口座からの借款によるものである（1955年7月から統一徵収・統一支給の口座から脱却）。金利の負担が大きい。具体的に、1954年度の利子負担が5千313万745台灣元に達し、1ヵ月の平均負担は442万7562台灣元に相当する。
- 2) この資金の調達は、季節の制限を受け、資金の借款は短期的に返却することが出来ず、資金運用の調達成果を完全に発揮することができないことになっていた。その理由は次のような事情である。
- ①国外から購入した肥料が着荷した後、各地に運搬し、稲作時に配分され、米穀と肥料との交換に使われたのである²⁾。肥料購入時に支出された資金は、期ごとの稲作の収穫時に代金分の米穀が回収される。その米穀を販売してから資金が回収される。肥料の購入、輸送、配分から米穀収穫期の代金分の米穀回収には、約10ヵ月から12ヵ月が必要であった。その回収分の米穀を販売し、資金の回収分の期間を計上すると約14ヵ月が必要になる。
- ②食糧生産資金の貸付けも、期ごとの米穀収穫期に米穀が回収され、販売してからようやく資金が入手できる。貸付けから米穀の回収には約6ヵ月を要し、回収された米穀の販売から代金の回収も約8～10ヵ月が必要になる。
- ③回収された米穀は、食糧予算に沿って期ごとに販売され、その価格も期ごとに回収し、借款の返済に当てられる。糧食局は手元にはある程度の食糧を備蓄の形で確保しなければならない。
- 3) 上記の状態に基づいて、糧食局の資金運用は以下の条件に備える必要がある。
- ①直ちに必要とする肥料や食糧の数量を提示すること。この流通に不具合が生じた場合、食糧の生産と数量の掌握ができず、軍用・公務員向けの公糧、民間用食糧との調節に悪い影響を及ぼすことになる。したがって、資金の長期運用が重要になる。
- ②食糧の販売価格は、原価に基づいて計算される。赤字が生じると、銀

行などからの借款の返却能力に影響を及ぼすことになる。食糧の販売価格は、期ごとに回収することが必要である。それが出来ない場合、巨額の金利の負担を受け、借款の累積によって融資が出来なくなる恐れが発生する。

以上の条件整備には各方面の協力が必要になる。過去において、様々な条件の不備のため、多くの困難に遭遇した。糧食局の財務の調達が上手くいかず、食糧政策が困難に直面した場合、外部からは食糧政策の担当者のミスであると指摘される。事実上、この仕組みを理解すると、食糧政策の難点がわかる。糧食局は台湾省政府から固定資金を提供してもらい、回転資金として業務の運用に使うことを希望していたが、実現することが出来ない状態であった。

II. 食糧調達困難期の米価の安定措置

1950年の下半期は、第1期米作の豊作のため、米価が次第に安定化に向かうようになった。続いて、第2期米作も豊作であったため、米価はこの年の12月まで安定を保っていた。しかし、1951年初めに物価指数が急速に上昇し、1951年は50年と比べると、物価の年平均増加率は56.9%に達し、同時期の米価増加率は5.0%である。物価上昇の主な原因は、物価上昇率が年率57.2%の上昇によるものである。しかし、現実に米価がそれほど上昇しなかった理由は、糧食局が適切に低価格米の放出によるものである。1952年と53年の物価上昇率は、それぞれ50.8%と31.4%に達した。そのために、物価指数に占める米価指数は1950年の63.8%から1951年の42.7%，この年9月に36.5%の最低値に達した。1951年の米価水準は戦前期と戦後期の数十年のうち最も低い数値であった（1941年は例外である）。

1952年から米価は上昇の兆しをみせたが、対物価指数の比率は57.1%と、明らかに米価が低く抑えられていた（表1）。1951年と52年のインフレ期に、当時の中央当局の「民心の安定、社会の安定のため、米価の安定を図り、台湾省民の最低生活を保障する」（為安定民心、穩定社會、應設法穩住米價、以保障省民最低生活）という指示を受け、糧食局は極めて困難な状況で一定限

表1 戦前と戦後の米価指数と物価指数の推移（1937～58年）

年別	通貨発行額		台北市小売 物価指標	北市蓬萊白米		物価指標に 占める米価 指標の比率
	発行額 (千元)	指 数		1キロ価格	指 数	
1937	112,033	148.4	100.0	0.2	100.0	100.0
1938	140,019	185.5	111.7	0.203	101.9	91.2
1939	171,169	226.7	129.6	0.230	114.3	88.2
1940	199,685	264.5	152.1	0.242	117.6	77.3
1941	252,845	334.9	154.9	0.258	125.9	81.3
1942	289,275	383.2	164.8	0.267	130.0	78.9
1943	415,555	550.5	285.2	0.267	132.5	46.5
1944	796,080	1,054.5	559.2	0.283	140.8	25.2
1945	2,311,753	3,062.2	2,965.1	7.678	3,855.8	130.0
1946	5,330,593	7,061.0	9,683.6	24.53	12,228.3	126.3
1947	17,133,236	22,694.9	43,809.7	72.85	36,576.0	83.5
1948	220,737,763	292,391.4	243,280.0	255.67	127,639.6	52.5
1949	197,628	261.8	242.3	0.34	172.0	71.0
1950	248,544	329.2	981.6	1.25	626.7	63.8
1951	390,615	517.4	1,540.4	1.33	657.9	42.7
1952	589,045	780.3	1,799.5	2.07	1,026.7	57.1
1953	773,763	1,024.9	1,879.9	3.25	1,622.6	86.3
1954	1,043,594	1,382.4	1,884.8	2.93	1,446.3	76.7
1955	1,336,516	1,770.4	2,150.8	3.15	1,556.5	72.4
1956	1,544,445	2,045.8	2,374.5	3.42	1,686.0	71.0
1957	1,901,594	2,518.9	2,520.3	3.63	1,793.4	71.2
1958	2,327,716	3,083.3	2,599.8	3.75	1,845.7	71.0

(注) (1) 台湾元の発行額と米価：1948年以前は旧台湾元、1949年以降は新台湾元。

通貨の変更期日は1949年6月15日で旧台湾元4万元を新台湾元1元に変更。

台北市小売物価指数の1949年1～5月は4,323,501であり、6～12月は515.72である。

(2) 新台湾元の発行額は1948年9月～49年6月で、本票発行額を含む。1950年7月から臨時発行額を含む。

(出所) 台湾元発行額：戦前は『台灣省五十年來統計提要』台灣省行政長官公署統計室編と『台灣統治概要』台灣總督府編、1945年。

台北市小売物価指数と米価指標：台灣省政府主計處編『台灣省物價月報』各期；米価の原資料は「蓬萊上等米」、「蓬萊中等米」、「在來2等米」の3種類がある。

この表は「蓬萊中等米」を使用。米価指標は3種類の加重平均値を使用。

の在庫米を低価格で販売するようになった。1951年の上半期に6万1千トン（玄米換算）、1952年の上半期に7万2千トン（同）を放出するようになった。それによって、米価の高騰を防止するようになった。そのほかに、米価の高騰を防いだ理由としては、米穀の増産と政府の米穀備蓄量の増加によるもの

表2 米穀の生産量と政府の掌握量の比較

(単位:玄米換算, 1000トン)

暦年(年)	米穀の生産量		政府の掌握米			掌握量のうち米穀 交換と借款回収分	
	生産量	累積増産分	会計年度	掌握量	累積増産分		
1949	1,214.5	-	1950	251.6	-	113.6	45.1%
1950	1,421.5	207.0	1951	383.4	131.8	228.4	59.5%
1951	1,484.8	270.3	1952	379.7	128.1	227.8	60.0%
1952	1,570.1	355.6	1953	427.5	175.9	280.2	65.5%

(出所) 台湾省政府糧食局『糧食收撥實況表』各年。

表3 米穀の輸出推移

(単位:玄米・トン)

年別	輸出量		輸出量(年度)		
	暦年 (1-12月)	年 度	日 本	韓 国	そ の 他
1950年	47,783				
1-6月	-				
7-12月	47,783	(1951年度)			
1951年	72,468	76,661	59,133	17,528	-
1-6月	28,878				
7-12月	43,590				
1952年	94,934	69,934	48,719	2,404	18,811
1-6月	26,344				
7-12月	68,590				
1953年	94,600	110,044	60,601	16,875	32,568
1-6月	41,454				
7-12月	53,146				
1954年	86,321	85,266	85,266	-	-
1-6月	32,120				
7-12月	54,201				
1955年	136,189	86,958	86,958	-	-
1-6月	32,757				
7-12月	103,432				

(注) 年度は前年の7月から該当年の6月までを指す。

(出所) 『台灣糧食統計要覽』各年。

である(表2)。

しかし、この2年間に政府は13万3千トンの食米を放出し、同時期に輸出米も14万6千トン(表3)に達した。そのため、この時の政府の在庫米は2万トン台に過ぎず、米穀の年生産量の1.3%まで下がった。この在庫米は政

府の配給米の5%に過ぎず、天候など突然の出来事が発生した場合、対応ができなくなることを意味する。1953年初め、春耕時の水不足の影響を受け、第1期の作付面積が1万7千ヘクタールも減少し、政府の在庫米が需要の調整に耐えられず、2年間低く抑えられた米価が直ちに高騰し始めた。

台北市の蓬萊中級白米の小売価格(1キロ)は、1951年平均の1.33元、1952年平均の2.07元から1953年平均の3.25元に高騰した(表4)。1953年1月の2.45元から5月の最高値の4.10元までに達した。6月に新米の収穫期であるが、収穫が芳しくなかったため、米価はわずか3.90元まで低減した。第2期の作付面積も前年比よりも減少し、米価の高水準レベルの一進一退が続いていた。1953年の物価指数に占める米価指数比率の年平均値は86.3%に増加し、5月に最高値の112.3%，6月には106.1%に達し、米価が大幅に高騰したことを見ていた。10月と11月に米価の低減を見せたが、12月からは米穀が次第に上昇する兆しを見せ、1954年4月の3.50元まで増え続けた。5月に第1期の米穀の豊作で、米価が次第に安定し、1キロ当たり2.50元台に戻った。

インフレの影響を受け、米価も上昇の兆しを見せた。公糧の調整困難期に、1951年度(1950年下半期～51年上半期)から台湾米における日本と韓国などに輸出する食米は年間7～11万トンに達した(表3)。

食糧調達困難期に、敢えて米穀の輸出を行う理由は次のようである。第1に、当時には外貨が必要であった。1951年のGDP(国内総生産)のうち、農林、漁業など第1次産業に占めた比率は37.4%であった。全台湾の輸出に占める農產品・農産加工品の比率は95%であった。そのうち、米糖が主であり、米穀の輸出の重要性を反映したものである。

第2に、国交上の必要性がある。当時、台湾は日本と韓国との間に国交が締結され、相互の関係も密接であった。当時、日韓はともに食糧不足期で、外国の元首から直接、蒋介石総統に食糧供給の要請があったため、糧食局は命令に応じて協力しなければならない状態であった。しかし、このような「内幕」は表にすることことができなかった。米価の高騰で、政府も大量に放出ができない状態で、各方面からは糧食局の米穀の処理が不適切との批判があったが、担当者は敢えて弁解しない「ワケ」がそこにあった。

1953年上半期の米価が最も暴騰していた時期に、日本側と相談し、日本に

表4 月別台北市の米価指数と物価指数の推移（1937～55年）

(単位：1937年上半期=100.0)

月 別	小売物価指数	蓬萊中級白米小売価格 (元/キロ)	小売米価指数	物価指数に占める 米価指数比率(%)
1937年上半期	100.0	0.20	100.0	100.0
1951年 1月	1,316.05	1.35	671.88	51.1
2月	1,395.64	1.50	740.63	53.1
3月	1,386.29	1.48	727.71	52.5
4月	1,401.64	1.47	704.58	50.3
5月	1,498.39	1.28	626.46	41.8
6月	1,542.01	1.23	622.08	40.3
7月	1,572.85	1.17	586.88	37.3
8月	1,608.73	1.22	607.08	37.7
9月	1,623.42	1.18	592.50	36.5
10月	1,704.86	1.25	633.13	37.1
11月	1,762.16	1.30	647.70	36.8
12月	1,774.83	1.58	781.88	44.1
1952年 1月	1,800.56	1.87	918.33	51.0
2月	1,829.64	1.85	917.29	50.1
3月	1,862.15	1.98	967.71	52.0
4月	1,875.60	2.12	1,040.83	55.5
5月	1,824.65	2.12	1,053.33	57.7
6月	1,780.90	1.95	975.42	54.8
7月	1,767.69	1.90	943.96	53.4
8月	1,774.70	2.17	1,078.54	60.8
9月	1,778.31	2.23	1,107.71	62.3
10月	1,761.98	2.22	1,102.08	62.5
11月	1,759.93	2.23	1,109.38	63.0
12月	1,772.60	2.28	1,138.13	64.2
1953年 1月	1,797.94	2.45	1,217.29	67.7
2月	1,852.18	2.82	1,404.17	75.8
3月	1,842.51	2.80	1,394.79	75.7
4月	1,845.96	3.42	1,703.96	92.3
5月	1,880.09	4.10	2,110.62	112.3
6月	1,870.28	3.90	1,984.79	106.1
7月	1,869.68	3.58	1,772.92	94.8
8月	1,893.93	3.62	1,796.04	94.8
9月	1,920.81	3.42	1,697.50	88.4
10月	1,930.91	3.08	1,540.00	79.8
11月	1,926.95	2.95	1,472.08	76.4
12月	1,932.23	3.32	1,656.25	85.7
1954年 1月	1,929.17	3.40	1,688.71	87.5
2月	1,932.68	3.47	1,716.25	88.8
3月	1,922.77	3.47	1,710.74	89.0
4月	1,936.22	3.50	1,702.48	87.9
5月	1,926.89	3.12	1,542.70	80.1
6月	1,862.16	2.75	1,369.15	73.5
7月	1,838.24	2.50	1,234.16	67.1
8月	1,844.41	2.58	1,272.13	69.0
9月	1,833.13	2.53	1,239.67	67.6
10月	1,835.78	2.62	1,272.73	69.3
11月	1,850.26	2.55	1,256.20	67.9
12月	1,912.04	2.98	1,479.34	77.4
1955年 1月	2,000.09	3.08	1,528.93	76.4
2月	2,082.54	3.03	1,506.89	72.4
3月	2,089.98	3.43	1,685.95	80.7
4月	2,091.30	3.43	1,677.69	80.2
5月	2,107.19	3.25	1,592.29	75.6
6月	2,086.21	2.85	1,418.73	68.0
7月	2,089.57	2.98	1,462.81	70.0
8月	2,158.11	2.93	1,435.26	66.5
9月	2,201.36	2.87	1,415.98	64.3
10月	2,240.44	3.03	1,504.13	67.1
11月	2,334.68	3.62	1,785.12	76.5
12月	2,357.66	3.53	1,738.29	73.7

(注) 表1の注2と同じ。

(出所) 表1と同じ。

輸出した蓬萊米のうち 5 千471トンを「逆輸入」し、域内の不足を補った。これは今までなかった「空前の記録」であった。

III. 食糧政策の改革、編制の拡大と糧食局・農林庁の職権争議

(1) 食糧政策改革方策

米価の高騰騒ぎの後、多くの部門から食糧政策措置に批判が集中した。1953 年 6 月に、台湾省政府の俞鴻鈞主席は食糧政策の強化のため、当時の必要に応じて、「食糧政策改革方策」を制定し、行政院第297次会議で可決された。その改革案の概要は次のようである。

- ①新たに食糧政策を制定し、全体の経済政策にあわせること。
- ②健全な管理制度を構築すること。
- ③政治と経済のバランスを図ること。
- ④機構と人事の健全化を図ること。
- ⑤審査と会計調査を厳しく実施すること。
- ⑥新しい科学技術を応用すること。

糧食局は指示に応じて、編制の拡大、人事と管理制度の健全化のほか、食糧政策を強化した。特に、以下の 6 つの重点項目を強化した。

- ①米穀の生産増加、生産原価の低減、農民の利益向上を図ること。
- ②政府掌握の食糧数量の増加、供給の調整に余裕を持たせること。
- ③食糧管理の強化、経済と行政のバランスを図り、長期的に米価を合理的に安定させること。
- ④土地の有効利用の強化、間作の奨励で、雑穀の生産増加を図ること。
- ⑤余剰米の輸出維持、外貨を得ることで、貿易収支のバランスを図ること。化学肥料の輸入による食糧の増加を図ること。
- ⑥農村の副業である養豚の奨励、農村の建設推進、農民の生活改善、農村経済の発展を図ること。

(2) 粮食局の編制拡大

続いて、組織編制の拡大について、論じることにする。

糧食局の設立当初は、台灣省行政長官公署農林処に直属し、それは植民地時代の「台灣總督府農商局食糧部」が管轄した業務を接収してできたものである。1945年12月10日に中央政府の組織形態に合わせて、台灣省行政長官公署に直轄するように改組した。1947年5月16日に長官公署の改組で、台灣省政府が設けられ、糧食局は台灣省政府に直轄するようになった。1947年に行政院が「台灣省政府合署弁公施行細則」を公布した時に、「糧食局」を「田賦糧食管理処」に変更した。しかし、糧食局は台灣の食糧管理業務を行い、過去の中國大陸各省の部署と異なっていた。この理由によって、台灣省政府が行政院に「糧食局」の名称を維持するよう依頼し、糧食局の名称のまま、台灣省政府の廃止（廢省・精省）までに至った。表5は当時の内部の組織を示している。

その後、実際の業務の必要に応じて、以下のように次第に変化を遂げた。

- ①1949年に台灣省の食塩の販売業務を受け継ぎ、「食品処」を設け、養豚の奨励、飼料（大豆の粕など）の販売を行い、後に雑穀生産の融資を行い、購入と販売の業務を行った。設立時においては、臨時の編制であったが、1953年の組織の編制時に、正式に第5科に変えた。
- ②1950年8月に、省政府主計機構が改組され、主計処に統合した。糧食局会計室と統計室も合併されて主計室になった。主任1名が会計を主管し、専員（専門委員）1名が統計業務を主管していた。1953年に組織編制の調整時に、統計室を設けるようになった。
- ③1952年に新会計制度を実施し、主計室を「会計検査官室」に変え、会計検査官1名を設けた。別途に会計監査員を設け、会計業務の強化を行った。1956年に「会計処」に改めた。
- ④1953年10月に、台灣省政府の「食糧政策改革方策」に沿って、糧食局の組織編制を拡大し、第4科と第5科を増設した。第4科はもともと第3科の業務内のもので、食糧管理および食糧商の登記などを担当した。第2科と第3科も調整し、調整後の業務は以下のようである。

第2科：米穀の購入、農地税の実物徴収、米穀の交換、生産借款、公有土地の貸出し、地価費相当の米穀回収などの業務。

第3科：米穀の在庫、加工、輸送、検査および食糧の配給、輸出入など

表5 糧食局の組織

職務	担当業務と編制
秘書室	機密、文書、文書作成など 主任秘書1名、秘書2名、科員6名、事務員4名、雇員13名
第1科	総務、財務、倉庫、加工工場、建設運営など 科長1名、股長2名、科員4名、技佐1名、事務員3名、雇員10名
第2科	食糧購入、輸送、在庫・検査、加工、民間食糧の調整、軍・公務員の食糧配給など 科長1名、股長3名、科員14名、技士2名、事務員10名、雇員3名
第3科	米穀の在庫、農地税の実物徴収、公有地地代の実物徴収、食糧管理、食糧商の登記など 科長1名、股長4名、科員11名、事務員5名、雇員3名
督導室	食糧の監督、調査、視察、監査など 主任1名、技正2名、会計監査1名、監督員14名
会計室	会計事務など 主任1名、股長5名、科員10名、事務員8名、雇員2名
統計室	統計事務など 主任1名、股長2名、科員6名、事務員3名、雇員2名
人事室	人事事務など 股長2名、科員2名、助理員3名

(注) 以上の3科5室で計8つの部署、人員は合計で171名(局長と副局長各1名を含む)。

(出所) 糧食局の資料による。

の業務。

第4科：食糧管理、食糧商の登記、余剰食糧の調査、米価調査と調整などの業務。

第5科：食塩、食品、飼料販売、加工、輸送および雑穀の生産借款、養豚の借款などの業務。

その他は、表5と同じである。

(3) 糧食局と農林庁の職権争議

食糧政策の業務について、1956年8月14日に、台湾省政府の農林庁・金陽鎮長は台湾省政府に対して、「糧食局と農林庁の業務が長年にわたり、重複していた。現行の制度から検討する必要があり、果たして現存の制度を維持する必要があるか、それとも徹底的に変更する必要があるか」、「米穀作物が農地から離れる前は農林庁が管理し、農地から離れた後は糧食局が管理す

る」と提言した。

台湾省政府の下に民政庁、財政庁、教育庁、建設庁、農林庁など5つの「庁」、社会庁、警務庁、交通處、衛生處、新聞庁、主計庁など6つの「處」、糧食局の1つの「局」がある。実際的に、農林庁の所属に林務局があるが、前者の「庁」、「處」、「局」は同格である。農林庁は植民地時代の台灣總督府農林庁の業務から接収したもので、糧食局は總督府の殖産局の業務から接収したものである。基本的に言えば、農林庁は政府の行政業務を行い、糧食局は営業活動（米穀の売買）を行うことである。そういう意味で、糧食局の予算は約200億台灣元で、台湾省政府の予算よりも多いことになる。

現状を維持し、変更が出来ない場合、分業を明確化することが選択の道であるならば、如何にするのか。台湾省政府・嚴家淦主席はこの案件を「業務研究発展小組」に検討させた。農林庁と糧食局の意見を糧政小組・何拳帆召集人（副局長）に送った。糧政小組が1957年1月29日に意見を提出し、同年5月6日に台湾省業務研究発展綜合小組が補足説明を提出した。その後、省政府人事處は双方の意見を検討した（表6）。

後に、1958年9月16日に当時の台湾省政府・周至柔主席時代の省政府人事處第560次府会で、「食糧生産に関する経済的実務は糧食局が担当する。技術的業務については農林庁が担当する」と決定した。それによって、2年も継続された争議は終焉を迎えるようになった。

IV. 旱魃、八七水害と災害処理

(1) 旱魃による減産

1955年に大陳島の軍民が台湾に撤退し、台湾の人口は再び増えた。台湾海峡両岸の戦火が高まり、物価は緩やかな上昇の気配を見せた。この年第1期の田植えの時期に、台湾各地に60年ぶりの大旱魃が発生し、水不足地域で例年のように田植えができず、実際の作付面積は30万6千185ヘクタールに過ぎず、対前年比で4万7千451ヘクタールも減少したことになる。その後、田植え以降に7千568ヘクタールが旱魃の影響で収穫ができなくたった。その影響を受け、第1期作は対前年同期比で12万5千147トンの減産（玄米ベース）に

表 6 農林庁と糧食局の意見

業務項目		農林庁の意見	糧食局の意見
(1)肥料の分配と信託	中央省法による農林部と糧食部との権限に基いて、肥料の調査と改良は農林部の業務範囲である。現在の肥料の配給は公地時代の肥料と製造は糞肥部と(現在の糞肥部と公地時代の肥料)が担当で、肥料は農林部(現在の糞肥部)が担当する。施設は農作物が生産過程の最も重要な要因である。合理的な方法が有効的である。増産が有効的に協調するため、肥料の種類と数量、各地の農作物の適切な配分は、農林部の普及と技術指導の業務範囲である。	中央省法による農林部と糞肥部との権限に基いて、肥料の調査と改良は農林部の業務範囲である。現在の肥料の配給は公地時代の肥料と製造は糞肥部と(現在の糞肥部と公地時代の肥料)が担当で、肥料は農林部(現在の糞肥部)が担当する。公定価格に沿って配分する。公定価格の4つの項目で、公務員・教員の食米、軍需米、審査の専門条件の3項目で16万7,891トンの米穀供給で不足気味である。中央の軍用米、輸出米、民間米の調整、外島の民間米などを加えると、不足分が多い。そのために、他の方法で食糧を掌握する必要がある。米肥交換で1956年に33万9,010トンが必要である。肥料は糞肥局が担当すべきである。	糞肥局が肥料の配分を担当する。従い、食糧の掌握と人大きな関係をもつて購入する。農地税や購入(公定価格による購入)ができない。糞肥局は現行の実物徴収、農地税付脱購入、算定13万7,916トンである。1956年の予算では、公務員・教員の食米、軍需米、審査の専門条件の3項目で16万7,891トンの米穀供給で不足気味である。中央の軍用米、輸出米、民間米の調整、外島の民間米などを加えると、不足分が多い。そのために、他の方法で食糧を掌握する必要がある。糞肥局が担当すべきである。
(2)病虫防除・農薬の販売と信託	中央の立法によると、農作物の災害防止の研究事項は農林部の職務である。植民地時代の病虫害の退治、予防は植殖局が担当、糞食局の業務範囲ではない。	行政院経済安定委員会第4組の植物病虫害防止薬剤小組委員会の組織規定の第9条に基づいて、薬剤の出し入れ、輸送、保管、販売と集金など、米穀、麦の病虫害の薬剤は糞食局が担当。サトウキビに属するものは台湾公司に、その他は農林部に属する。糞食局がこの業務を担当する必要がある理由は、一方では農業資金の運用「収支のバランスを自ら求める」ことにある。資財(噴霧器)の貸出しは、農民の必要に応じるもので、米穀の交換に合わせていたものである。	行政院経済安定委員会第4組の植物病虫害防止薬剤小組委員会の組織規定の第9条に基づいて、薬剤の出し入れ、輸送、保管、販売と集金など、米穀、麦の病虫害の薬剤は糞食局が担当。サトウキビに属するものは台湾公司に、その他は農林部に属する。糞食局がこの業務を担当する必要がある理由は、一方では農業資金の運用「収支のバランスを自ら求める」ことにある。資財(噴霧器)の貸出しは、農民の必要に応じるもので、米穀の交換に合わせていたものである。
(3)大麦の粒の販売	糞食局はもともと多くの食糧加工副産品(ぬか、米クズ、麺の皮)、米糠の大豆、大豆の粕と雜穀を購入・販売している。飼料として、雑穀を奨励し、堆肥を産出させ、化學肥料の不足を補った。	糞食局はもともと多くの食糧加工副産品(ぬか、米クズ、麺の皮)、米糠の大豆、大豆の粕と雜穀を購入・販売している。飼料として、雑穀を奨励し、堆肥を産出させ、化學肥料の不足を補った。	糞食局はもともと多くの食糧加工副産品(ぬか、米クズ、麺の皮)、米糠の大豆、大豆の粕と雜穀を購入・販売している。飼料として、雑穀を奨励し、堆肥を産出させ、化學肥料の不足を補った。
(4)ポンプと他の機械の融資	農機具の改良推進の事項について、中央は農林部の職務で、糞食局とは無関係である。植民地時代の植殖局の職務規定によると、農機具と他の農業資材の配給・統制の業務は農林部の業務範囲で、省ク拉斯の業務は農林部が担当すべきである。	農機具の改良推進の事項について、中央は農林部の職務で、糞食局とは無関係である。植民地時代の植殖局の職務規定によると、農機具と他の農業資材の配給・統制の業務は農林部の業務範囲で、省ク拉斯の業務は糞食局が担当すべきである。	農機具の改良推進の事項について、中央の組織の規定によると、中央は農林部の業務範囲に属する。省ク拉斯の業務は糞食局が担当すべきである。
(5)農作物種子の融資	種子の改良推進の業務について、中央の組織の規定によると、農林部の業務範囲に属する。省ク拉斯の業務は糞食局が担当する。	各種の農作物(小麦と落花生の2種類)の種子の融資は、小麦と落花生の合理的価格を維持することである。糞食局は借入を行ない、産出物を代金として回収した。優良種子が回収された場合、種子不足の農家世帯に貸出しの業務を行つていた。優良種子の貸出とは、1948年の第一次物価調査で糞食局が担当すると決定した。府会第341次会議で承認され、行政院から発令された。	各種の農作物(小麦と落花生の2種類)の種子の融資は、小麦と落花生の合理的価格を維持することである。糞食局は借入を行ない、産出物を代金として回収した。優良種子が回収された場合、種子不足の農家世帯に貸出しの業務を行つていた。優良種子の貸出とは、1948年の第一次物価調査で糞食局が担当すると決定した。府会第341次会議で承認され、行政院から発令された。
(6)堆肥納屋の建設と化學肥料の使用指導	肥料の業務は、中央の組織業務の規定によると、省ク拉斯では糞食局が担当する。	堆肥納屋の建設は、事实上、農林部が担当する。糞食局はセメントの購買費用を担当していた。化學肥料の使用規範についで、糞食局は	堆肥納屋の建設は、中央の組織業務の規定によると、省ク拉斯では糞食局が担当する。
(7)米穀、雜穀の生産量と生産費の調査統計	この業務は農林部調査科が担当する。	この業務は農林部調査科が担当する。	この業務の担当は、1948年に台湾省政府の認可によるもので、台湾省政府が分配していただいた。糞食局と食糧価格の調整の参考にする目的である。糞食局からいえば、中央糞食部組織法には調査処を設けることになつていて、この業務を担当する。統計法第4条には「各種の統計は、直接的に関係する各機関が担当する」の明文の規定がある。

(出所) 台湾省政府人事處の整理による。

なった。第2期作の作付面積と生産量ともに増加したが、全年の生産量は対前年比で8万トンの減産になった（表7）。

したがって、1955年の生産量から販売量（消費量）を差し引いた余剰分（輸出が含まれていない）は、5万7千トンに激減した。ちなみに、過去3年間（1952～54年）の余剰分は20万トン台であった。幸い、次のような事情のため、何とか減産量をカーバすることができた。

①1952～54年の3年間の増産によって、生産量は1951年の148万トンから54年の169万トンに増えた。

②この3年間の政府の米穀在庫量が増え、1952年の政府の備蓄量が39万トンから55年の55万トンに増えた。

③この3年間の政府の食糧在庫量が増え、1952年度（52年6月末まで）の2万トン未満から55年度の20万4千トンに増えた。

政府の調整措置の後、米価は1955年3～4月の季節的上昇以外は、大幅な変動がなく、辛うじて苦境を脱すことができた。1955年に8万トンの米穀の輸出ができた³⁾。このような限られた資源のもとで、増産による食糧源の充実、市場の食糧調整と米価の安定を図ることができた。他方では、米穀の輸出による外貨獲得によって、化学肥料など増産に必要とする物資の輸入を図ることが必要であった。

1956年度から58年度の3年間、米穀の生産量が持続的に増え、1人当たりの食糧消費量も安定的に増加した。米価指数と物価指数を比べると（1937年固定価格）、米価は71%前後を保っていた（表4）。この時期に、一部の議員は、台湾の米価が低く抑えられているために、農民が不利益を蒙ることになり、米価の上昇を主張した。しかし、食糧は生活の必需品で、当時（1957年）の台湾の1人当たりの国民所得は130米ドルである。工業が未発達な状態で米価が上昇すると、大多数の消費者にとって不利益を蒙ることで、賃金の上昇を誘発する。それは、全体の物価も上昇することになり、経済発展には悪い影響を及ぼし、米価を合理的な水準に保つことが重要であると、糧食局は指摘した。

表7 米穀の生産量の推移（1946～68年）

年別	全年	作付面積(ヘクタール)		総生産量(玄米・トン)			1ヘクタール当たりの生産量(玄米・キログラム)		生産額(百万元)
		第1期	第2期	全年	第1期	第2期	全年	第1期	
1946	564,016	204,545	359,471	894,021	382,917	511,104	1,585	1,872	1,422
1947	677,557	287,395	390,162	999,012	471,419	527,593	1,474	1,640	1,352
1948	717,744	311,598	406,146	1,068,421	513,880	554,541	1,489	1,649	1,365
1949	747,675	320,152	427,523	1,214,523	577,487	637,036	1,624	1,804	1,490
1950	770,262	336,957	433,305	1,421,486	678,004	743,482	1,845	2,012	1,716
1951	789,075	346,518	442,557	1,484,792	716,326	768,466	1,882	2,067	1,736
1952	785,729	348,718	437,011	1,570,115	757,289	812,826	1,998	2,172	1,860
1953	778,384	344,264	434,120	1,641,557	740,124	901,433	2,109	2,150	2,076
1954	776,660	353,636	423,024	1,695,107	836,452	858,655	2,183	2,365	2,030
1955	750,739	306,185	444,554	1,614,953	711,305	903,648	2,151	2,323	2,033
1956	783,629	339,395	444,234	1,789,829	906,724	883,105	2,284	2,672	1,988
1957	783,267	346,454	436,813	1,839,009	931,699	907,310	2,348	2,689	2,077
1958	778,189	344,032	434,157	1,894,127	934,027	960,100	2,434	2,715	2,211
1959	776,050	341,432	434,618	1,856,316	930,233	926,083	2,392	2,725	2,131
1960	766,409	331,473	434,936	1,912,018	901,393	1,010,625	2,495	2,719	2,324
1961	782,510	339,047	443,463	2,016,276	981,966	1,034,310	2,577	2,896	2,332
1962	794,228	343,215	451,013	2,112,875	1,057,417	1,055,458	2,660	3,081	2,340
1963	749,220	315,019	434,201	2,109,037	1,016,395	1,092,642	2,815	3,226	2,516
1964	764,935	332,178	432,757	2,246,639	1,101,967	1,144,672	2,937	3,317	2,645
1965	772,918	329,683	443,235	2,348,041	1,127,011	1,221,030	3,038	3,418	2,755
1966	788,635	339,745	448,890	2,379,661	1,103,426	1,276,235	3,017	3,248	2,843
1967	787,097	337,376	449,721	2,413,790	1,152,556	1,261,234	3,067	3,416	2,804
1968	789,906	340,089	449,817	2,518,103	1,220,154	1,297,949	3,188	3,588	2,886

(注)

1) 1948年以前は旧台湾元、1949年以後は新台湾元に変更。

2) 1ヘクタールの生産量は総生産量を作付面積で割って求めた。

(出所) 農糧食局編『台灣糧食統計要覽』各年版。

(2) 八七水害

その後、食糧が次第に増加するようになった。しかし、1959年8月7日に突如、台風による最大級の水害（八七水害）が発生し、各地に大きな災害をもたらした。特に、台湾の中南部は18万人以上が被災を受けた⁴⁾。同年11月の省議会での業務報告で、糧食局・李連春局長は八七水害での被害と糧食局の救済措置を明らかにした⁵⁾。

- 1) 1959年度の米穀生産目標は、作付面積82万5000ヘクタール、1ヘクタール当たりの生産量は2425キロで、玄米の生産量は200万トンであった。
- 2) 第1期作の目標は、作付面積36万3100ヘクタール、生産量は99万9000トンである。しかし、一部の地域は水不足のため、稻作の栽培から雑穀の栽培に転換し、実際の作付面積は34万1432ヘクタールであり、計画値の94.0%になった。その結果、生産量は93万233トンで、計画値の93.1%である。この数値は、過去3年間同期（玄米換算）の平均生産量92万4150トンよりも6083トンの増産であった。1ヘクタール当たりの玄米生産量は2725キロで、計画値の99.0%であるが、過去3年間の平均値の2692キロよりも33キロ（1.2%）の増産である。そういう意味で、第1期作はまづまずの収穫であると言える。
- 3) 第2期作の計画目標は、作付面積が46万1900ヘクタール、生産量が100万1000トンである。実際の作付面積は43万4618ヘクタールであり、計画値の94.1%に達した。しかし、「八七水害」で被害を蒙った米作の浸水面積は9391ヘクタール、水没面積は1万7326ヘクタール、流失面積は7790ヘクタールで、合計3万4507ヘクタールの被害面積に達する。流失面積を除く、浸水面積と水没面積の2万6717ヘクタールは短期間で生産が回復できるように努力する。
- 4) 粮食局が採用した措置は、①浸水面積（9391ヘクタール）の農地は水が退いたあとに、生産の回復見込みのある稻作には肥料を配給し、肥料の投入を容易にする。②長時間に水没で稻の回復見込みがないものは、新たに田植えを行うことに協力し、肥料を補給する。③作付けの時期を越え、田植えができないものは、雑穀（サツマイモ、落花生、小麦、大豆、トウモロコシなど）の栽培を協力し、種子の資金を融資する。④水

没面積（1万7326ヘクタール）は、まず、整地を行い、米作や雑穀の栽培に転じるかの検討を行う。

5) 水没の程度に応じて整地用の融資を行うこと。①1ヘクタール当たりの融資は2000～6000元で、年間金利は1.2%で計算する。②第1期の予測融資面積は1万5千ヘクタールで、1ヘクタールの融資を平均4000元で計算すると、融資額は合計6000万元になり、この年の12月末が融資申請の期限になる。この融資は2年間の期限とし、1960年第1期から1961年第2期まで4期に分けて、農民は米穀、サツマイモ、落花生や大豆などの実物で、借款の返済にあてる。③第2期の融資は水没状況が激しく、雑穀への転作で、水田に戻る見込みのない農家を対象とする。この期の雑穀を収穫したあと、整地用に融資し、いち早く水田に戻るようにして、翌年の第1期稻作が出来るようにすること。

6) 農地が流失した場合。流失農地（被害面積7790ヘクタール）の回復は、比較的に難しい。融資計画は次のようである。①被害状況の程度によって甲、乙、丙、丁の4種類に分ける。被害程度に応じて、1ヘクタールの融資額は6000元～2万6000元に分ける。②流失回復の予測面積は7000ヘクタールである。第1期に1ヘクタール当たり平均融資額は1万4400元、必要とする融資額は1億80万元である。第2期の必要状況と回転資金を見て、1ヘクタール当たり融資額を3600元として、必要とする資金は2529万元である。第1期と第2期の融資額は合計で1億2600万元である。資金は省政府再建基金から提供する。③この融資の金利は年率1.2%で計算し、農民は5年間10期に分けて現金で返済することになった。

V. 災害の影響

1959年の八七水害、続く1960年の春季の旱魃、8月に台風が3回も襲來した（表8）。その影響を受けて、1959年から61年の米穀の生産量が大幅に減少した。予想の生産目標に達することが出来ず、それに、一般の物価が上昇し、米穀の供給に困難が発生した。米価も物価の上昇に誘発され高騰するようになった。1961年に糧食局は、外米15万トン（玄米換算）を応急措置として輸

表8 農業災害

(単位：面積：ヘクタール；数量：トン；価値：千台湾元)

年別	合 計			水 害			風 災		
	被害面積	損失推計		被害面積	損失推計		被害面積	損失推計	
		数 量	価 値		数 量	価 値		数 量	価 値
1946	336,425	885,005	4,138,752	336,425	885,005	4,138,752	-	-	-
1947	391,603	1,366,640	17,248,392	372,574	1,356,246	16,968,765	-	-	-
1948	618,452	1,129,760	57,800,238	549,288	1,041,541	52,909,260	6,258	13,844	261,411
1949	184,202	819,313	15,928,944	109,219	619,190	710,215	81	3,429	25
1950	110,002	173,058	48,873	91,847	158,652	40,344	-	-	-
1951	217,136	323,652	139,801	60,602	128,107	62,747	53,476	122,039	29,925
1952	214,095	640,454	254,677	49,989	125,918	57,489	118,088	458,192	151,375
1953	465,728	590,994	406,383	96,285	188,464	77,940	247,513	331,214	225,477
1954	417,110	318,887	379,230	15,195	20,592	21,210	18,626	9,750	15,260
1955	381,990	471,262	441,058	1,206	421	732	79,292	133,687	121,314
1956	954,763	1,076,159	795,735	10,613	9,312	12,889	842,934	943,364	703,388
1957
1958	248,372	226,956	462,310	-	-	-	117,071	108,910	126,179
1959	519,085	1,339,516	1,291,367	209,538	645,158	630,195	296,008	684,294	595,050
1960	270,529	476,593	750,339	5,179	5,182	12,809	201,805	364,360	653,543
1961	369,713	271,284	504,610	7	34	141	366,301	268,040	490,785
1962	482,194	381,831	522,110	77,902	68,714	51,432	311,362	246,150	283,440
1963
1964	81,241	81,366	245,891	11,291	20,960	64,120	9,786	4,187	14,986
1965	225,931	382,092	453,588	19,064	6,305	21,924	165,909	287,088	316,795
1966	268,725	392,460	817,317	149,508	132,369	328,479	106,548	250,635	461,369
1967	324,437	446,550	959,768	18,367	14,283	58,238	287,725	430,760	894,256
年別	旱 蟻			虫 害			病 害		
	被害面積	損失推計		被害面積	損失推計		被害面積	損失推計	
		数 量	価 値		数 量	価 値		数 量	価 值
1946	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1947	-	-	-	19,029	10,394	279,627	-	-	-
1948	44,351	63,590	3,381,481	17,063	9,765	1,089,021	1,492	1,020	159,065
1949	63,647	139,632	14,881,518	10,410	56,703	224,785	845	359	112,401
1950	4,862	7,712	2,986	10,108	4,960	3,959	3,185	1,734	1,584
1951	21,932	26,755	18,613	73,212	40,396	23,729	7,914	6,355	4,787
1952	12,417	14,439	8,892	32,784	41,501	36,370	817	404	551
1953	4,812	3,772	4,840	100,081	58,631	82,179	17,037	8,913	15,947
1954	231,515	238,002	267,034	140,643	47,589	70,581	11,131	2,954	5,145
1955	180,180	293,722	245,321	111,534	39,883	67,770	9,778	3,549	5,921
1956	30,216	110,474	53,561	58,856	8,811	17,770	12,144	4,198	8,127
1957
1958	126,377	117,013	333,586	3,917	693	1,731	1,007	340	814
1959	156	369	931	742	393	924	12,641	9,312	64,267
1960	63,545	107,051	83,987	-	-	-	-	-	-
1961	1,097	1,658	6,763	497	317	1,365	1,811	1,235	5,556
1962	77,067	54,494	137,810	-	-	-	15,863	12,473	49,428
1963
1964	56,008	51,198	147,664	-	-	-	4,156	5,021	19,121
1965	28,036	62,529	68,668	-	-	-	12,922	26,170	46,201
1966	-	-	-	520	2,350	975	12,149	7,106	26,494
1967	18,000	936	6,552	345	571	722	-	-	-

(注) ①1948年以前は旧台湾元(千元)。旧台湾元4万元=新台湾元1元。

②1957年と1963年のデータが欠けていた。

(出所) 農民庁の災害調査報告資料に基づいて作成。

表9 米穀生産量の計画目標値と実績値の推移（1958～61年）

年別	計画目標(全年)	実績値(全年)	第1期	第2期
	1000トン	1000トン	1000トン	1000トン
1958	1,950	1,894 (100.0)	934 (100.0)	960 (100.0)
1959	2,000	1,856 (98.0)	930 (99.6)	926 (96.5)
1960	2,000	1,912 (101.0)	901 (96.5)	1,011 (105.3)
1961	2,050	2,016 (106.4)	982 (105.1)	1,034 (107.7)

(注) カッコは1958年=100.0の時の比率を示す。

(出所) 表6に同じ。

入するようになった。

表9は米穀の作付面積の計画目標と実績の推移である。1958年第1期の作付面積は34万4000ヘクタールで、59年第1期は旱魃を受けて、34万1000ヘクタールに減少した。1960年第1期は前の年に八七水害、60年の春の旱魃で、33万1000ヘクタールに再び減少した。計画目標と比べると、1959年（目標36万3000ヘクタール）は6.0%の減少、1960年（目標35万9000ヘクタール）は7.7%の減少になった。1961年第1期の作付面積は33万9000ヘクタールに回復し、第2期の作付面積は1958～60年に至るまで43万4100ヘクタール～43万4900ヘクタールの間に保ち、増減幅は大きくない。計画目標に対しては約6%の減少であった。

1961年に米穀の総生産量は正常に回復し、200万トン台を突破した。この数値は八七水害の前年（1958年）の3年間よりも6.4%も増産した。同時期の人口は11%も増加した。災害が頻繁に発生する状況から見ると、米穀の供給は依然として厳しい。物価が持続的に上昇した後、米穀の供給不足期に米価は高騰するようになった（表10）。

この時期に台湾政府は、1959年7月～61年6月の間に、民間用食米（卸売米、配給米、低価格米、災害救済米、食糧不足の農家世帯向け貸出しを含む）47万1840トン（玄米換算）を放出した。この時期に、15万4900トンの輸入米（玄米換算量）を導入し、国内の不足分を補った。しかし、年度末の政府在庫米は八七水害以前（1959年6月末）の9万3200トンから、1960年6月末の4万1700トンに減少し、1961年6月末の5万4500トンの低水準に減少した。それ以降、1961年の豊作で米価が次第に安定し、政府の確保米は増え続け、1962

表10 5大都市の米価と物価の比較

(1937年=100)

年別	物価指数	米価指數		米価/物価 %
		価格	指數	
1937	100.0	0.2	100.0	100.0
1959	2990.7	3.88	1925.6	64.4
1960	3543.0	5.55	2752.1	77.7
1961	3810.6	5.93	2942.2	77.0
1962	3911.3	5.72	2834.7	72.5
1963	1996.2	5.83	2892.6	72.4
1964	3989.5	5.93	2942.2	73.7
1965	3986.8	5.97	2958.7	74.1

(注) 米価は1台斤の価格をキロに換算価格。1キロ当たりの台湾元。

ただし、指數は1台斤の価格で算出。原資料を四捨五入のため、誤差があること。

(出所) 物価指數は台灣省主計處、米価は糧食局の資料による。

年6月末に10万2500トン、1964年6月末に23万7600トンに達した(表11)。

この60年来の大災害によって、食糧政策に様々な困難を引き起こし、中央政府から注目された。以下は食糧政策に対する異なった意見と糧食局の説明を紹介する。

(1) 楊繼曾・経済部部長の「最近米価問題検討報告」

楊繼曾・経済部部長(経済相)は1960年7月25日に、「最近米価問題検討報告」を提起した。その要点は次のようである⁶⁾。

①1954年～1958年の食米の年平均増加率は2.36%で、人口の年平均増加率は3.5%であり、明らかに食米の増加率は人口増加率よりも低い。

②米価が長期的に安定を保つには、充分な食糧供給が必要になる。台湾の耕地面積に限りがあり、今後の増産を図るには水利施設を努力して増加させることである。例えば、大型ダムの建設、地下水源の開発を行い、年間1期作を2期作農地に改良すること。畑から水田に改造して、農地の有効利用を推進し、米穀の大量増産を図るべきである。

③消費を節約し、小麦粉使用の麺食を多く食用すること。

④台湾の食糧不足の状況はますますひどくなる。今後、米の輸出で外貨を稼がなくともよいが、糧食局は常にタイとベトナムの安価な輸入米を準備すること。輸入米は原価に沿って、台湾の各地で大量販売し、民間の

表11 政府の食糧の受入と支出の一覧表（1956年度～68年度）

項目	1956年度	1957年度	1958年度	1959年度	1960年度	1961年度	1962年度	1963年度	1964年度	1965年度	1966年度	1967年度	1968年度
前年度未在庫量	204.0	153.9	184.2	78.4	93.2	41.7	54.5	102.5	179.7	237.9	189.7	223.0	68.4
農地税の実物徵収	63.8	65.4	69.8	68.1	72.6	64.4	68.3	84.7	78.0	89.2	93.6	86.6	124.2
農地税徵収付帯購入	53.7	55.0	58.3	57.0	51.0	52.9	56.9	55.3	50.4	57.5	60.1	55.4	60.6
大豆世帯の余穀米受入	3.1	3.0	3.0	3.1	3.2	3.2	3.3	3.3	0	0	0	0	-
公有土地の租稅分米穀	4.8	5.2	5.6	7.7	4.6	5.1	5.0	5.5	4.6	5.4	6.2	5.3	4.5
公地放領の地価分米穀	7.4	12.8	14.2	13.6	12.2	11.8	13.2	8.5	5.7	5.6	5.1	5.2	4.5
耕者有其田の地価分米穀	66.9	58.1	31.6	63.4	52.7	56.3	73.9	59.2	11.6	0	15.9	9.1	-
耕地放領の地価残り分米穀	11.3	26.0	49.2	14.3	15.8	16.6	16.5	4.3	6.5	7.0	8.1	10.0	8.4
その他の購入	34.9	14.4	14.0	19.6	35.2	16.5	4.3	6.5	7.0	8.1	10.0	11.0	10.2
融資回取分	22.1	22.7	14.5	15.1	12.7	9.7	8.9	9.4	10.9	8.3	9.2	12.8	13.6
内 食糧不足農家の貸出し回取分	29.8	31.5	50.4	35.6	18.7	5.1	15.6	22.9	39.0	20.8	15.7	12.3	12.2
他の借款回取	3.4	2.0	1.3	1.0	2.3	9.8	8.0	10.8	12.1	10.8	8.4	5.0	3.3
肥料の交換米穀	306.2	321.1	342.3	337.0	334.2	324.4	314.4	353.7	409.4	425.6	435.8	445.4	405.6
入 他の物資交換米穀	4.2	1.9	0.9	3.4	0.3	2.5	2.5	25.9	13.1	16.6	13.6	28.1	6.7
輸入 在庫予備用食糧													1.8
米穀の販取り率の差額分													-
食糧販賣券分米穀													-
その他													-
受入合計	611.6	619.1	655.1	642.2	647.4	687.5	730.3	746.1	812.8	789.2	822.6	739.8	736.7
軍用食糧・軍械用食糧	204.1	194.8	192.1	180.4	174.6	167.2	172.0	166.7	171.5	175.3	180.8	186.3	182.8
公務員・教員用食糧	91.5	94.4	100.4	108.3	107.3	101.3	110.6	111.2	114.8	120.2	124.2	129.1	125.1
専門条件食糧													-
外島民間食糧	1.0	1.8	3.4	2.6	2.8	3.5	2.6	2.3	2.8	3.6	3.4	4.2	4.9
台糖の租稅分	4.1	4.0	3.8	3.5	4.2	3.5	3.5	3.7	4.1	4.4	4.0	4.5	5.5
酒造用食糧													-
他の専門条件食糧	12.6	15.2	13.6	14.6	17.7	19.0	20.7	16.5	16.0	18.5	18.8	16.6	19.1
度 兵團調整用													-
内 飼完・應給用米	34.7	20.9	53.4	6.3	180.5	210.3	69.3	90.8	88.4	118.5	63.3	217.6	170.6
低価格米	29.4	26.7	29.5	28.2	27.4	31.6	34.8	28.6	29.5	30.2	25.2	28.7	30.4
淡海稻米	0.8	1.8	0.8	1.2	2.0	1.4	1.0	1.4	1.6	1.3	1.5	1.3	1.2
食糧不足農家の貸出し米	49.0	40.0	24.5	1.6	17.0	19.6	39.2	23.4	14.5	10.7	13.8	9.8	-
輸出 耕者有其田実物債券分米穀	165.9	111.4	259.5	179.2	90.4	44.4	90.3	36.2	182.1	231.2	234.5	213.0	78.4
支 出 公糧返還	68.9	52.8	48.6	51.6	52.0	55.8	58.5	58.6	1.7	0	0	0	-
その他	48.7	16.0	15.8	18.0	38.4	19.7	54.2	40.6	43.3	44.4	60.5	14.2	22.3
支出合計	661.7	588.8	760.9	627.4	698.9	674.7	662.3	669.2	754.6	837.4	789.3	914.4	756.2
本年度在庫分	153.9	184.2	78.4	93.2	41.7	51.5	102.5	179.7	237.9	189.7	223.0	68.4	68.9

(注) 1956年度は1955年～1956年を指す。以下、類推する。

(出所) ^a台湾百年糧政資料彙編』第2編、台灣省政府糧食局、1997年の関連統計による。

米価安定を調節すること。直ちに、タイ・ベトナム米を10万トン輸入するように提言したい。

1960年9月20日付の台湾省糧食局の「最近米価問題検討報告を検討した意見」は、次のように反論した⁷⁾。

- ①近年の米価上昇の理由は、1959年の八七水害による凶作、人口の増加、60年第1期の田植え期間の水不足、物価の上昇の誘発による米価の上昇である。
- ②1950年～59年の10年間の年平均増加率でみると、食米増加率は4.5%で、人口増加率の3.5%よりも多い。災害の影響を受けた1955年と1959年を除くと、食米の増加率は5.8%で、人口増加率よりも高い。
- ③1951年7月を米価指数の基準期にしたが、客観性が乏しい。
- ④台湾の米価は一般の物価に比べて、依然として低い。
- ⑤台湾の米価は外国の米価に比べ、より高いとは言えない。
- ⑥農家の所得物価指数と支払い物価指数は近いが、米価が高いとは言えない。

(2) 農復会の葉新明技正による食糧問題の見方

食糧政策の論争の際、1960年8月10日に中国農村復興聯合委員会(農復会)の農業経済組の葉新明技正(後に、台湾土地銀行董事長に栄転)は、「現在台湾食糧問題の剖視」を糧食局に提出した⁸⁾。当時、この文書には「制限閲覧」のスタンプが押され、糧食局内部の参考用にしていた。この文書は1960年当時の米価、食糧生産、消費、輸出入、食糧区域制度、食糧管理方法、米糖相剋、米穀肥料交換制度、地租の現物徴収、農地税付帶米穀徴収価格などの問題を詳しく分析したものである。

(3) 台湾銀行の尹仲容董事長の「食糧政策意見」

1960年10月に台湾銀行董事長(会長)兼外貿会主任の尹仲容は「現在食糧政策に対する意見」を提示した⁹⁾。基本的な見方、食糧価格、食糧問題、米穀肥料交換制度、地租徴収実物、米糖相剋などの問題にスポットをあてた。それをまとめると、次のようである。

- ①全体の経済状況の変化に沿って、食糧価格の波動状況から、食糧政策を新たに考慮する必要がある。食糧価格の安定によって、物価を安定する必要はなく、食糧の在庫を民間に置くか、又は政府に置くかは、それほど問題ではない。したがって、政府の食糧政策の重点は、総供給量の調整であり、政府が大量の食糧を確保することではない。
- ②台湾では食糧の増産を図るが、食糧の生産コストに注目することである。つまり、ここから推論すると、食糧の生産量は必ずしも自給自足する必要がないということである。
- ③糧食局の主要な任務は、正常な市場メカニズムに沿って、食糧の売買と輸出入を行い、食糧価格の短期の変動を安定させることである。この目的を達成させ、適切な安全在庫量を確保し、それ以外の任務は次第に解除すべきであり、又は代理的性質（軍用食糧の代理）に変更すべきである。
- ④米穀の輸入を完全に開放し、輸出は暫くの間、糧食局が統一的に担当する。
- ⑤管制を必要としないもの、たとえば、食糧区域制度および期限販売などは廃止すべきである。

(4) マスコミの意見

食糧政策論争が始まると、新聞や雑誌に様々な意見が掲載されるようになった。多くの意見のうち、楊繼曾部長と尹仲容氏の見方に賛同するものがあり、さらに進んだ論議もあった¹⁰⁾。その要点は次のようなものである。

- ①食糧増加率は算数級数で、人口増加率は幾何級数であり、今後の食糧不足は更に激しくなる。
- ②食糧は必ずしも自給自足の必要がない。不足が生じた場合、隨時に外米を輸入するか、アメリカ余剰農産品を増やすことができる。
- ③欧米や日本などの栄養と経済的立場から、動物性高タンパク質を増やし、食米の消費を減らすことができる。

おわりに

前に述べた食糧政策論争は、台湾省政府に影響を及ぼした。そこで、1960

年11月に、台湾省政府・周至柔主席は、「食糧問題研究小組」を組織し、当時の社会で注目されていた食糧問題に検討を加えるようにした。この小組には、台湾省政府の委員、建設庁、農林庁、糧食局などの部署の長官を委員に指定し、台湾省政府の楊肇嘉委員を召集人とした。それ以降の2ヵ月の期間に多くの研究会議が開催され、多くの意見が提起された。

その要点は、①食糧の増産には限界があり、人口増加の需要に追いつかないことである。②糧食局が行った増産業務は煩雑で、減少すべきである。肥料の配送時期、肥料配合の種類と数量は土壤、農作物と有効に一致させる必要がある。③米価が高い場合、直ちに輸入米で価格調整し、今後は完全に食米の輸入を開放すべきである。④食糧区域制度など若干の食糧管理方法は廃棄すべきである。提起された意見は論争のうち、輿論の意見とほぼ同じである。

食糧問題研究小組は、検討した結果を周至柔主席に報告した。台湾省政府の討論を経て、行政院に報告した。1961年に米穀が豊作で、玄米生産量は201万6000トンに達した。それ以降、食糧の供給を満たすようになり、米価が安定するようになった。そのために、中央政府は食糧政策に具体的な変化の指示がなかった。食糧政策の論争は2年間も続いたが、1961年の豊作で論争の幕が降りるようになった。

それ以降は、1968年に至るまで豊作が毎年続いていた。1968年の米穀生産量は251万8000トンに達し、この7年間で50万トンの増産で、250万台を超えた。そのために、この期間においての食糧の供給が充分であり、米価が安定を保ち、米穀の輸出も順調であった。1964年度から連続4年間にわたり、年間20万トン台の輸出が達成された。当然、米の輸入の必要がなくなった。

それによって、政府が掌握した米穀の数は年生産量の30%台になり、米価の安定に大きく寄与していた。事実上、政府が掌握した米穀量は1951年度の38万トンから、1956年度の61万トンに増えた。それ以降、10年にわたり、政府の掌握米は60万～70万トンに達し、安定を保っていた。そのうち、米穀と肥料との交換によるものが最も多く、50～60%を占めていた。地租などの徴収、購入、代理回収が次で、農民からの購入の比率が最も少ない。毎年12月末の政府の食糧在庫量は、多い時には40万トンに達した。食糧の供給が順調になると、外部からの議論が消えるようになった。糧食局が食糧政策の推進、

需給調整、食糧の安全在庫量の確保など、必要とする資金のうち、人事行政の費用以外は自ら自給自足で負担する。つまり、国庫の補助金が支給されていないことである。

この時期の食糧政策は、一方では水害、旱魃など自然環境の克服に努めたが、他方では、異議が各方面から発生した。それらの論争を通じて、経験を吸収し、着実に変化を辿るようになった。

最後に、「八七水害」の後に、8月31日に「動員勘乱臨時条款」の規定に基づいて、蒋介石総統は緊急処分令を公布し、行政機関に税法、予算、会計、審査など関係法令の変更を授権し、一定期間に、水害復興建設税を実施した。表12に示されるように、この時期に農民は水害の打撃を受けただけでなく、増税による二重のパンチを受けることになった。

(注釈)

- 1) 黄登忠・朝元照雄「台湾の食糧管理制度」(『エコノミクス』第8巻第1号, 2003年)。
- 2) 黄登忠・朝元照雄, 前掲論文, 2003年。
- 3) 黄登忠・朝元照雄, 前掲論文, 2003年, 表13。
- 4) 1959年8月7日に発生した「八七水害」は, 台湾の中南部に18万人以上が災害を受けた。同月10日に, 国際安全総署とアメリカ援助運用委員会(米援会)は1千万元を水害の救済に支出した。同日に, 国民政府は水害救済のために, 6千万元以上(行政院が2千万元, 台湾省政府が4千300万元)を出資し, 8月12日から公私宴会を8日間停止, 牛・豚の屠殺禁止, 節約救済措置を取った。同じく8月11日に, 警備総司令部は「物価制限専案小組」を組織し, 水害後の物価水準の安定化を図った。20日に, 行政院は中南部水害救済および再建工作小組を組織した。21日に台湾省政府は災害区の学校再建に, 450万元を捻出した。23日に, 米援会聯合救災小組は3万数千米ドルを水利工程と交通などの救災用途に支出した。
- 5) 『台灣省議會公報』第2巻第7期, 166~173ページ。
- 6) 「最近米價問題檢討報告」經濟部, 1960年7月25日。
- 7) 「研讀『最近米價問題檢討報告』之意見」台灣省糧食局, 1960年9月20日。
- 8) 葉新明「當前台灣糧食問題之剖視」農復會農業經濟組, 1960年8月10日。
- 9) 尹仲容「對當前糧食政策之意見」1960年10月。
- 10) 程翔雲「糧食新觀念曲新和寡」『徵信新聞』1961年6月26日付が一例である。

表12 1賦元当たりの農地税の実物徴収と農地税付帯購入米穀数量

(単位：米穀キロ)

実施期間	農地税 実物徴収	県級公糧	国防税	水害再建・ 教育経費	農地税 付帯購入
1946年第1期～第2期	8.85	—	—	—	—
1947年第1期～49年第2期	8.85	2.655	—	—	12
1950年第1期～51年第2期	8.85	2.655	2.655	—	12
1952年第1期～第2期	8.85	2.65	2.65	—	12
1953年第1期～59年第1期	14.16	—	—	5.664	12
1959年第2期	14.16	—	—	—	12
1960年第1期～61年第2期	14.16	—	—	—	12
1962年第1期～66年第2期					
一般世帯	19.37	—	—	—	12
375世帯	14.16	—	—	—	12
1967年第1期～第2期					
一般世帯	26.35	—	—	—	12
375世帯	17.65	—	—	—	12
1968年第1期～72年第1期					
一般世帯	26.35	—	—	0.65	12
375世帯	17.65	—	—	0.65	12
1972年第1期～73年第2期					
一般世帯	26.35	—	—	—	12
375世帯	17.65	—	—	—	12
1974年第1期～76年第2期					
一般世帯	22.00	—	—	—	35
375世帯	17.00	—	—	—	17
1977年第1期～87年第2期					
一般世帯	13.00	—	—	—	35
375世帯	10.00	—	—	—	17

- (注) ①1賦元当たり水田の課税額。「1賦元」については黄登忠・朝元照雄「台湾の食糧管理制度」『エコノミクス』第8巻第1号、2003年8月、表5を参照。
- ②「375世帯」とは、三七五減租の対象農地を指す。「一般世帯」は自作農を指す。
- ③1959年第2期以前、「農地税付帯徴収米穀」は「農地税付帯購入」と呼ばれた。
- ④1953年第1期から「租税統一徴収条例」により、正副各税を一本化。つまり、県級公糧と国防税を農地税に合併した。
- ⑤1959年第2期に「八七水害復興建設税」40%を増やした。
- ⑥1968年第1期から72年第1期に9年制国民義務教育のため、教育経費を増やした。
- ⑦1977年から87年まで、第2期農地税の徴収を中止した。農地税付帯徴収は1977年～82年、農民の意向に沿って購入する。1983年から毎年の第2期は徴収購入しない。
- ⑧1988年から農地税は徴収しない。農地税付帯徴収は下記に基づいて処理する。
- ⑨台湾省政府は1988年3月21日に「台湾省食糧徴収・購入米穀実施要點」を制定し、1988年第1期の米穀を徴収した（等級別に分ける）。
- ⑩1989年から食糧購入を計画購入（等級別に分けない）による。
- ⑪1946年第1期～52年第2期まで、農地税付帯徴収米穀は第1期と第2期がそれぞれ半分ずつ徴収。1962年第1期～73年第2期まで、第1期に60%，第2期に40%徴収。1974年第1期～87年まで、一般世帯は第1期に26キロ、第2期に9キロ。375世帯は第1期に10キロ、第2期に7キロ徴収。
- (出所) 表11に同じ、890ページ。